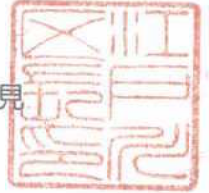


# 諮 問 書

12 総用送第53号  
平成24年5月18日

江戸川区公共調達審査会  
会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 多田 正見



特定公共事業基本計画の作成について、江戸川区公共調達基本条例第14条第3項の規定により  
諮問します。

## 記

| 事業名  | 小・中学校改築事業に係る基本計画について |
|--|----------------------|
| 別紙のとおり、小・中学校改築事業に係る基本計画に「学校改築における中学校施設のあり方について」を追加することに関し意見を聴取します。 |                      |

### 【参考：江戸川区公共調達基本条例】

#### （特定公共事業基本計画）

第十四条 区は、特定公共事業の遂行に当たっては、その事業ごとに求められる実現すべき社会的要請を明らかにした当該事業に係る計画（以下「特定公共事業基本計画」という。）を作成しなければならない。

2 区は、特定公共事業基本計画を作成するときは、あらかじめ、区民及び当該特定公共事業について意見を有する者に意見を提出する機会を与えなければならない。

3 区は、特定公共事業基本計画を作成するときは、前項の規定によって提出された意見を付して、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かなければならない。

## 小・中学校改築事業に係る基本計画

「学校施設改築の基本的な考え方について～第一次報告～」(平成19年9月策定)

「学校改築における小学校施設のあり方について」(平成21年3月策定)

「学校改築における中学校施設のあり方について」(平成23年4月策定)

「小・中学校改築事業に求められるもの～実現すべき社会的要請～」

# 答 申 書

平成24年5月18日

江戸川区長 多田 正見 殿

江戸川区公共調達審査会

会長 鈴木 孝男



平成24年5月18日付け、12総用送第53号で諮問のあった特定公共事業基本計画の作成について、江戸川区公共調達基本条例第20条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

## 記

|               |   |
|---------------|---|
| 諮問のあった<br>事業名 | 小・中学校改築事業に係る基本計画について  |
| 審議結果・<br>答申内容 | 小・中学校改築事業に係る基本計画に「学校改築における中学校施設のあり方について」を追加することについて、適切であると認めます。 |